

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社及び当社グループは、商品・サービスを通じ、「夢・遊び・感動」を提供することをミッションとし、ビジョンである「世界で最も期待されるエンターテインメント企業グループ」となることを目指しています。このミッション・ビジョンを達成するために、当社に関わる様々なステークホルダーの重要性を十分理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に最大化することを経営の基本方針としております。更には、変化の速いエンターテインメント業界でグローバル規模の競争に勝ち抜くためには、強固な経営基盤(コーポレートガバナンス)を構築することが不可欠であると考えております。この考え方に基づき、「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え」を定めております。

「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え」は、当社ウェブサイトに掲載しております。

<http://www.bandainamco.co.jp/ir/pdf/governance/policy.pdf>

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社では、各原則のうち以下の項目について、現時点では未実施・検討中となりますが、下記のとおり取組みを行っております。

【原則3-1 情報開示の充実 (5)】

当社は、社外取締役候補者及び社外監査役候補者以外の候補者の選任理由を開示しておりませんが、2016年6月開催予定の定時株主総会より、当社人事報酬委員会での審議及び取締役会における決議に基づき、当該候補者の選任理由を株主総会招集通知にて開示することといたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの趣旨・精神を尊重しており、各原則に関する当社の取組みをまとめたものを「コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取組みについて」として当社ウェブサイトにて開示しております。

その内容は下記のとおりとなります。(抜粋)

【原則1-4:政策保有株式】

当社は、保有先企業の動向、取引の状況、当該保有株式の市場価額等の状況を踏まえて、当該企業との業務提携の更なる強化や、安定的な取引関係の維持・強化を図ることにより、当社の企業価値の向上に資すると認められる場合、政策保有目的で株式を保有することを基本方針としております。

また、主要な政策保有株式については、そのリターンとリスク等を踏まえた中長期的な観点から、定期的に検証を行い、継続保有の是非を検討し、これを反映した保有の目的等について対外的に具体的な説明を行うものとします。

政策保有株式に係る議決権の行使に当たっては、保有先企業の提案を無条件に賛成することせず、当社との業務提携や取引関係の維持・強化を通じて、当社の企業価値向上に資すると認められるかどうかの観点から議決権行使を行うことを議決権行使の基準としております。

【原則1-7:関連当事者間の取引】

当社は、役員や主要株主等との取引を行う場合には、取締役会において社外取締役や監査役からの意見を求め審議した上で、承認を得ることとしております。また、その利益相反取引の状況等については、適宜、取締役会への報告を求める体制を整備しております。更には、これらの関連当事者間の取引が発生した場合には、会社法・金融商品取引法等の関連する法令や証券取引所が定める規則に従って開示いたします。

【原則3-1:情報開示の充実】

(1) 会社の情報開示に当たっては、IRポリシーを含め、金融商品取引法等の関連法令や証券取引所が定める規則に則った適時適切な情報開示を行うとともに、当社ウェブサイト上の情報開示等により、情報の即時性・公正性を目指しております。なお、当社ウェブサイト上でIRポリシー、企業理念、経営戦略、中期計画等の資料を開示しております。

企業理念URL <http://www.bandainamco.co.jp/about/philosophy.html>

中期計画URL <http://www.bandainamco.co.jp/about/midplan/index.html>

IRポリシーURL <http://www.bandainamco.co.jp/ir/policy.html>

(2) 当社及び当社グループは、商品・サービスを通じ、「夢・遊び・感動」を提供することをミッションとし、ビジョンである「世界で最も期待されるエンターテインメント企業グループ」となることを目指しています。このミッション・ビジョンを達成するために、当社に関わる様々なステークホルダーの重要性を十分理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に最大化することを経営の基本方針としております。更には、変化の速いエンターテインメント業界でグローバル規模の競争に勝ち抜くためには、強固な経営基盤(コーポレートガバナンス)を構築することが不可欠であると考えております。この考え方に基づき、「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え」を定めております。

コーポレートガバナンスに関する基本的な考えURL <http://www.bandainamco.co.jp/ir/pdf/governance/policy.pdf>

(3) 当社は、当社の社外取締役を除く取締役に対する報酬制度は、株主との価値共有を促進し、説明責任を十分に果たせる客観性と透明性を備えた上で、優秀な人材を確保・維持できる水準を勘案しつつ、取締役による健全な企業家精神の発揮を通じて、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促す報酬体系とすることを基本方針としております。具体的には、2015年からスタートした3か年の「バンダイナムコグループ中期計画(2015年4月～2018年3月)」に掲げる計数目標の達成を強く志向させるべく、当該目標業績と報酬とを明確に関連付けるとともに、業績連動報酬のウエイトを高めております。

当社の社外取締役を除く取締役の報酬の方針、報酬体系、業績連動の仕組みについては、社外取締役の適切な関与と助言を求める観点から、委員の過半数が社外取締役で構成される人事報酬委員会の答申を受け、取締役会において決定しております。なお、委員会審議においては、必要に応じて外部専門機関からの助言を得る等により、社外取締役の判断のための十分な情報を提供しております。

なお、社外取締役の報酬は、独立性の確保の観点から、基本報酬のみで構成しており、各社外取締役の報酬額は、取締役会において決定しております。

(4) 当社は、経営陣幹部の選任と取締役候補の選任を行うに当たっては、役割に応じた必要な能力、経験、人柄等を検討し、委員の過半数が社外取締役で構成される人事報酬委員会での議論、推薦を受けるとともに社外取締役の面談を経て、取締役会において決定しております。また、監査役候補の選任を行うに当たっては、役割に応じた必要な能力、経験、人柄等を検討し、監査役会の同意を得て、取締役会において決定しております。

(5) 当社は、社外取締役候補者及び社外監査役候補者以外の候補者の選任理由を開示しておりませんが、2016年6月開催予定の定時株主総会より、当社人事報酬委員会での審議及び取締役会における決議に基づき、当該候補者の選任理由を株主総会招集通知にて開示することといたします。

【補充原則4-1-1:取締役会の役割・責務】

当社は純粋持株会社であり、主として主要子会社の代表取締役が当社の取締役を兼務することで、グループ会社の複数の事業領域にまたがる課題の対策を協議し、具体的な問題を迅速に把握し対処できる体制を取るとともに、一方では、事業の執行に当たっては主要子会社に大幅な権限を委譲することで迅速な業務執行がなされる体制を構築しております。

当社取締役会は、法令及び定款に定められた事項や、M&A、組織再編、主要な子会社役員を選任、多額の資産の取得・処分等の当社及び当社グループ会社に係る重要事項を決定しております。当社取締役会で決議する事項と子会社の業務執行として権限を委譲した事項については、取締役会付議事項基準等の規程を整備し明確化しております。

【原則4-8:独立社外取締役の有効な活用】

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するように役割・責務を果たすべく、当社で設けた独立社外取締役の独立性に関する基準に従い、2名以上の独立社外取締役を選任することを基本方針としており、独立社外取締役を2名選任しております。今後も環境や当社グループの状況等の変化に応じ、常に適切な体制を検討してまいります。

【原則4-9:独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するように役割・責務を果たすべく、社外取締役の独立性に関する基準を定めており、株主総会招集通知や有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書等で開示しております。また、会社法や証券取引所が定める基準に加え、当社の独立性基準を充たした者を、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有している独立社外取締役として選任しております。

社外役員の独立性に関する基準URL <http://www.bandainamco.co.jp/ir/pdf/governance/independence.pdf>

【補充原則4-11-1:取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社取締役会は、各事業、あるいは会社業務等に精通し、機動性のある業務執行を実行している業務執行取締役と、高度な専門性を有し、幅広い視点による経営に対する助言と監督が期待できる社外取締役で構成されており、取締役会の多様性と適正規模についても検討した上で決定しています。

取締役の選任に関しては、会社経営上の意思決定に必要な広範な知識と経験を備え、あるいは経営の監督機能発揮に必要な出身分野、出身業務における実績と見識を有することなどに基づき選任することとしております。また、取締役のうち2名以上を独立社外取締役とすることを基本方針としております。

社外取締役に関しては、具体的には、企業経営者として豊富な経験を有する者や企業戦略に関する深い学識を有する者、コンプライアンス等の内部統制に精通した弁護士等が適切なバランスで選任されるように検討し決定しております。

また、取締役の選任については、委員の過半数が独立社外取締役で構成される人事報酬委員会を任意に設置し、委員会の中で議論、推薦を受けるとともに、独立社外取締役の面談を経て、取締役会において決定しております。

【補充原則4-11-2:取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の社外取締役2名はそれぞれ他の上場会社等の役員を兼務しており、社外監査役3名のうち2名は、他の上場会社等の役員を兼務しております。兼任社数は合理的な範囲であると考えており、当社の監督ないしは監査業務を適切に果たすことができるものと考えております。

社外取締役及び社外監査役の他社との重要な兼任状況は、株主総会招集通知や有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書を通じて、毎年、開示を行っております。

【補充原則4-11-3:取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社では、取締役会が適切に機能をしているかを、客観的な視点から評価することを目的に、独立役員会を組成しております。独立役員会は、独立社外取締役2名と独立社外監査役3名の独立役員のみで構成され、事務局機能も第三者専門機関に設置しております。これにより、取締役会における、より実効性の高い監督機能の保持を行っております。

また、当社では取締役会の実効性を高め企業価値を向上させることを目的として、取締役会の実効性に関する評価を定期的実施することとしております。具体的には、質問票(注)に対する回答を全ての取締役と監査役から得たうえで、「独立役員会」において、結果に基づく分析・検証を行い、取締役会への提言を行うこととしております。それを受け、取締役会にて現状の評価結果および課題の共有と今後のアクションプランにおいて建設的な議論を行っております。評価結果の概要に関しては、当社ウェブサイト上での情報開示等により開示いたします。

(注)取締役会評価の大項目

取締役会の構成 取締役会の運営状況 ボードカルチャー 役割貢献 リーダーシップ 企業戦略の

決定とゴール決定 リスクの理解と対応 健全な意思決定 経営資源のモニタリング 執行・パフォーマンスのモニタリング ステークホルダーへの対応

【補充原則4-14-2:取締役・監査役のトレーニング】

当社は、当社取締役及び監査役が、その役割・責務を果たすために必要なトレーニングの機会を継続的に提供することを基本方針としております。

当社取締役及び監査役は、当社が主催する役員研修や当社グループ監査役協議会主催のセミナー、当社が加盟する団体等の主催する外部セミナー等に積極的に参加することで、必要な知識、あるいは時勢に応じた新しい知識の習得や研鑽に努めております。また、当社の取締役及び監査役に就任する際には、会社経営上の意思決定に必要な広範な知識や業務遂行に求められる知識習得のために外部セミナー等に積極的に参加する機会を設けております。

【原則5-1:株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主との建設的な対話を促進するために、IR担当取締役を任命するとともに、IR担当部署を設置し、次の取り組みを行うことを基本方針としております。

株主との建設的な対話を促進するに当たっては、経営企画担当、経理財務担当及び法務担当等社内各部署と有機的な連携をとることとしております。

毎四半期の業績開示にあわせ、機関投資家を中心とした説明会もしくはテレフォンカンファレンスを開催し、説明会には当社代表取締役、IR担当取締役に加え、主要子会社の代表取締役等が出席し、様々な角度からの説明を行うこととしております。

機関投資家に対しては、IR担当取締役及びIR担当者が、毎四半期の業績開示後に個別のミーティングを実施するほか、会社の動向に合わせて適宜、スモールカンファレンス等を実施することとしております。

海外の機関投資家に対しては、年間複数回、当社代表取締役もしくはIR担当取締役が個別ミーティングの場を設けるとともに、個人投資家に向けては、年間複数回、国内主要都市において説明会を実施することとしております。

なお、IR担当取締役は、必要に応じてその概要を取締役に報告することとしております。

決算説明会や各種ミーティングを問わず、株主との対話に当たっては、未公表の重要事実の取扱いについて、株主間の平等を図ることを基本とすべきという考えのもと、金融商品取引法等の関連法令を遵守することはもとより、インサイダー取引防止を目的とした社内規程「内部者取引防止規程」に基づき、情報管理に努めることとしております。

「コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取組みについて」(全文)は、当社ウェブサイトをご確認ください。

<http://www.bandainamco.co.jp/ir/pdf/governance/code.pdf>

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	13,107,800	5.90
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	11,792,500	5.31
有限会社ジル	6,000,000	2.70
中村雅哉	5,960,000	2.68
野村信託銀行株式会社(退職給付信託三菱東京UFJ銀行口)	4,586,100	2.07
株式会社マル	4,400,100	1.98
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225	4,082,522	1.84
THE BANK OF NEW YORK, NON-TREATY JASDEC ACCOUNT	3,926,136	1.77
任天堂株式会社	3,845,700	1.73
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	3,747,806	1.69

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

平成27年8月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社、日興アセットマネジメント株式会社が平成27年8月14日現在で以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、当社として平成27年9月30日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

【三井住友信託銀行株式会社他2社】

所有株式数9,011千株 発行済株式総数に対する所有株式数の割合4.06%

平成27年7月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ブラックロック・ジャパン株式会社及びその共同保有者であるブラックロック・アドバイザーズ・エルエルシー、ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エルエルシー、ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エー、ブラックロック・ライフ・リミテッド、ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド、ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ、ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(ユークー)リミテッドが平成27年6月30日現在で以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、当社として平成27年9月30日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

【ブラックロック・ジャパン株式会社他8社】

所有株式数11,959千株 発行済株式総数に対する所有株式数の割合5.39%

株式会社三菱東京UFJ銀行及びその共同保有者である三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ投信株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社から平成26年7月7日付の大量保有報告書(変更報告書)の写しの送付があり、平成26年6月30日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として平成27年9月30日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

【株式会社三菱東京UFJ銀行他3社】

所有株式数15,689千株 発行済株式総数に対する所有株式数の割合7.07%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新
--

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
佐山 展生	学者													
松田 譲	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新
--

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐山 展生	○	——	<p>企業経営者としての豊富な経験と、企業戦略に関する教鞭活動を通じた深い学識をもって、経営の監督とチェックがなされることを期待したものです。なお、取締役の人事については、委員の過半数が社外取締役で構成される人事報酬委員会にて検討し、取締役会にて候補者を選任しております。</p> <p>また、当社の定める社外役員の独立性に関する基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有していると判断したため、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。</p>
			<p>企業経営者としての豊富な経験があり、人格・識見ともに優れていることから、経営の監督とチェック機能をより強化するとともに、幅広い経営視点を取り入れることを期待しております。なお、取締役の人事については、人</p>

松田 謙	○	—	<p>事報酬委員会にて検討し、取締役会にて候補者を選任しております。</p> <p>また、当社の定める社外役員の独立性に関する基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有していると判断したため、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。</p>
------	---	---	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	人事報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	人事報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役

補足説明

当社は、独立社外取締役を除く取締役の報酬の方針、報酬体系、業績連動の仕組みや、取締役の評価・人選等について、独立社外取締役の適切な助言と関与を求める観点から、委員の過半数が独立社外取締役で構成される人事報酬委員会を任意に設置しており、取締役の選任・報酬等について代表取締役の独断を牽制するなどの統治機構の充実に努めております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役監査は、監査役4名(うち常勤監査役が2名、社外監査役が3名)が、取締役会等の重要な会議に出席するほか、監査役会が定めた監査役会規則、監査役監査基準、内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、監査役会が定めた監査計画に基づき、取締役の業務執行の状況について監査を行っております。

当社の会計監査につきましては、有限責任あずさ監査法人が株主総会で選任され会計監査を実施しております。

当社の内部監査は、業務監査室(6名)が、「内部監査規程」に基づき当社各部門に対して実地監査又は書面監査などにより業務監査を行い、その結果を代表取締役社長に報告するとともに、当社グループにおける内部監査の基本方針を策定し、各社が「グループ内部監査規程」に基づき内部監査を実施していることをモニタリングしております。

なお、当社では、監査役、会計監査人、業務監査室が随時意見交換を行い、互いに連携して当社グループの業務運営状況を監視して、問題点の把握、指摘、改善勧告を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
神足 勝彦	公認会計士														
須藤 修	弁護士														
上條 克彦	学者														

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
神足 勝彦	○	—	<p>長年にわたり公認会計士として活躍されていることから、財務および会計に関する高度な知識および経験を、当社の監査体制に活かしていただくことを期待しております。なお、監査役の人事については、人事報酬委員会にて検討し、監査役会に提案いたします。その後監査役会にて検討・同意の上、取締役会にて候補者を選任しております。</p> <p>また、当社の定める社外役員の独立性に関する基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有していると判断したため、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。</p>
須藤 修	○	—	<p>長年にわたり弁護士として活躍されていることから、法律面からの高度な知識および経験を、当社の監査体制の強化に活かしていただくことを期待しております。なお、監査役の人事については、人事報酬委員会にて検討し、監査役会に提案いたします。その後監査役会にて検討・同意の上、取締役会にて候補者を選任しております。</p> <p>また、当社の定める社外役員の独立性に関する基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有していると判断したため、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。</p>
上條 克彦	○	—	<p>長年にわたり税務実務に精通され、税理士となる資格も有していることから、税務に関する高度な知識および経験を、当社の監査体制に活かしていただくことを期待しております。</p> <p>なお、監査役の人事については、人事報酬委員会にて検討し、監査役会に提案いたします。その後監査役会にて検討・同意の上、取締役会にて候補者を選任しております。</p> <p>また、当社の定める社外役員の独立性に関する基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有していると判断したため、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。</p>

【独立役員関係】

独立役員の数 更新

5名

その他独立役員に関する事項

当社は社外役員全員が、当社の定める社外役員の独立性に関する基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、高い独立性を有していると判断したため、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

(社外役員の独立性に関する基準)

当社の社外取締役または社外監査役が独立性を有していると判断される場合には、当該社外取締役または社外監査役が以下のいずれの基準にも該当してはならないこととしています。

- (1) 当社(当社グループ会社を含む。以下、同じ。)を主要な取引先とする者
- (2) 当社を主要な取引先とする会社の業務執行取締役、執行役または支配人その他の使用人である者
- (3) 当社の主要な取引先である者
- (4) 当社の主要な取引先である会社の業務執行取締役、執行役または支配人その他の使用人である者
- (5) 当社から役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等
- (6) 当社から、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
- (7) 当社から一定額を超える寄付または助成を受けている者
- (8) 当社から一定額を超える寄付または助成を受けている法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者である者
- (9) 当社の業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役または社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役または支配人その他の使用人である者
- (10) 上記(1)～(9)に過去5年間に於いて該当していた者
- (11) 上記(1)～(9)に該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族
- (12) 当社または当社の子会社の取締役、執行役もしくは支配人その他の重要な使用人である者の配偶者または二親等以内の親族

(注)1. (1)および(2)において、「当社を主要な取引先とする者(または会社)」とは、「直近事業年度におけるその者(または会社)の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社から受けた者(または会社)」をいう。
2. (3)および(4)において、「当社の主要な取引先である者(または会社)」とは、「直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社に行っている者(または会社)、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者(または会社)」をいう。
3. (5)、(7)および(8)において、「一定額」とは、「年間1,000万円」であることをいう。
4. (6)において、「一定額」とは、「直近事業年度における法人、組合等の団体の総売上高の2%以上または1億円のいずれか高い方」であることをいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

当社の社外取締役を除く取締役に対する報酬制度については、株主との価値共有を促進し、説明責任を十分に果たせる客観性と透明性を備えた上で、優秀な人材を確保・維持できる水準を勘案し、取締役による健全な企業家精神の発揮を通じて、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促す報酬体系とすることを基本方針としております。
この基本方針を受け、当社の報酬体系は、固定報酬としての基本報酬(一定割合を役員持株会に拠出し、自社株式を購入すると同時に、在任期間中継続して保有することとする報酬を含む)と、変動報酬としての業績連動賞与、株式報酬型ストックオプションとで構成しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、子会社の取締役
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

(1)平成24年6月18日開催の定時株主総会
当社は、平成24年6月18日開催の定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く)に対して、各事業年度の報酬の一部として株式報酬型ストックオプションを付与することについて決議しております。なお、当該株式報酬型ストックオプションは、上記「取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況」記載の方針に基づき、当社、(株)バンダイ、(株)バンダイナムコゲームス、(株)ナムコのうち、営業利益が一定条件をクリアした場合に限り割り当てられる仕組みであります。
当該制度の内容は、以下のとおりであります。

(平成25年5月21日取締役会決議)
上記報酬制度に基づき、取締役(社外取締役を除く)に対して、次の株式報酬型ストックオプションの付与について決議されたものであります。

決議年月日：平成25年5月21日
付与対象者の区分及び人数：取締役4名、子会社取締役7名
新株予約権の目的となる株式の種類：普通株式
株式の数：36,100株
新株予約権の行使時の払込金額：1株あたり1円
新株予約権の行使期間：自平成25年6月5日 至 平成45年6月4日
新株予約権の行使の条件：新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日まで限り、新株予約権を行使できるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項：譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(平成27年5月21日取締役会決議)
上記報酬制度に基づき、取締役(社外取締役を除く)に対して、次の株式報酬型ストックオプションの付与について決議されたものであります。

決議年月日：平成27年5月21日
付与対象者の区分及び人数：取締役5名、子会社取締役7名
新株予約権の目的となる株式の種類：普通株式
株式の数：27,100株
新株予約権の行使時の払込金額：1株あたり1円

新株予約権の行使期間：自平成27年6月5日 至平成47年6月4日
新株予約権の行使の条件：新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社又は当社子会社の取締役、
監査役及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに関り、
新株予約権を行使できるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項：譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(2)平成27年6月22日開催の定時株主総会

当社は、平成27年6月22日開催の定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く)に対して、各事業年度の報酬の一部として株式報酬型ストックオプションを付与することについて決議しております。なお、当該株式報酬型ストックオプションは、上記「取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況」記載の方針に基づき、当社、(株)バンダイ、(株)バンダイナムコエンターテインメント、バンダイビジュアル(株)に対し、連結営業利益が一定条件をクリアした場合に限り割り当てる仕組みであります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書においては、取締役(社外取締役を除く。)および社外役員に区分し、支給人員及び支給総額を開示しております。なお連結報酬額の総額が1億円以上の取締役について個別に開示しております。
また、事業報告においては、取締役および社外役員の支給人員および支給総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の社外取締役を除く取締役の報酬体系は、インセンティブの一つとして機能すべく、固定報酬としての基本報酬(一定割合を役員持株会に抛出し、自社株式を購入すると同時に、在任期間中継続して保有することとする報酬を含む)と変動報酬としての業績連動報酬、株式報酬型ストックオプションとで構成しております。それぞれの報酬水準については、外部専門機関が集計・分析している経営者報酬データベースを用いて、当社の事業規模等を考慮した客観的なベンチマークを行い、年間報酬における中長期の業績連動報酬の比率や、業績目標達成の難易度を総合的に勘案して決定しております。なお、中期計画の期間における標準業績を達成した場合には、年間総報酬における固定報酬と変動報酬の比率は概ね50:50となり、また変動報酬に占める自社株報酬の割合は約3割となります。
なお、社外取締役の報酬は、独立性の確保の観点から、基本報酬のみで構成しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

コーポレートコミュニケーション室が社外取締役、社外監査役をサポートしております。
コーポレートコミュニケーション室からの情報伝達としては、主に取締役会開催の都度事前に資料を送付し、必要に応じて説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

〈業務執行〉

当社では、後記のとおり、トップミーティングを開催しており、当社グループの経営情報を迅速に把握かつ対応できる体制を構築しております。この他「グループリスクコンプライアンス委員会」(委員長 代表取締役社長)を必要に応じて開催し、当社グループとしての様々な危機の未然防止、危機発生時の迅速な対応、グループ全体のコンプライアンスに関わる重要事項の監査・監督を行うとともに、法令等の違反の予防、そして万が一法令等違反の事実が認められる場合には速やかな措置を講じる体制を構築しております。
また、当社グループは、事業ドメインごとに、次の3つの戦略ビジネスユニット(SBU)と、それを主にサポートする役割を持つ関連事業会社で構成されております。各SBUにおいては主幹会社となる会社を中心に国内外における事業戦略の立案・推進を行っております。

トイホビーSBU(主幹会社(株)バンダイ)

ネットワークエンターテインメントSBU(主幹会社(株)バンダイナムコエンターテインメント)

映像音楽プロデューサーSBU(主幹会社(株)バンダイビジュアル(株))

当社は、持株会社として各SBUに係るモニタリングを実施するとともに、グループを横断する機能として、後記の「主なトップミーティング」に記載の「SBU報告会」、「グループ経営会議」、「コンテンツビジネス戦略会議」、「アジア戦略会議」、「グループCSR委員会」、「わいがや会」などを開催し、グループ全体としての事業状況の共有や戦略の検討・策定を行っております。

なお、取締役会において会社法に規定する内部統制システムに関する基本方針を決議しております。金融商品取引法に基づく内部統制報告制度においては、当社に設置された「内部統制委員会」がグループ内における内部統制構築・評価に関する方針の策定、情報の共有、グループ内モニタリング及び内部統制報告書の上程などを行っており、取締役会が制度における基本事項について決議しております。この他、当社グループの情報セキュリティ活動全般における意思決定・実施の報告・情報共有を目的として「グループ情報セキュリティ委員会」を設置しております。

〈取締役会の体制〉

当社の取締役会は取締役9名(うち社外取締役が2名)で構成され、原則として月に一度定例の取締役会を開催し、状況に応じて臨時取締役会を開催することを基本としております。取締役会には取締役、監査役および指名者が出席し、法令で定められた事項および取締役会規則等に定められた重要事項の意思決定を行うとともに、業務執行状況の監視・監督を行っております。また、取締役間にて随時打合せ等を行っており、効率的な業務執行ができる体制を整備しております。なお、社外取締役3名は、外部の客観的視点から、多様な知識、見識に基づき、当社業務執行取締役に対し、取締役会において有益な助言・指導を行っております。

〈監査の状況〉

(監査役体制)

当社の監査役監査は、監査役4名(うち常勤監査役が2名、社外監査役が3名)が、取締役会等の重要な会議に出席するほか、監査役会が定めた監査役会規則、監査役監査基準、内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、監査役会が定めた監査計画に基づき、取締役の業務執行の状況について監査を行っております。

また、監査役はグループ各社の監査役との連携を図ることにより、グループ全体の監査の実効性を高めております。

(内部監査の体制)

当社の内部監査は、業務監査室(6名)が、「内部監査規程」に基づき当社各部門に対して現地実査または書面監査などにより業務監査を行

い、その結果を代表取締役へ報告するとともに、当社グループにおける内部監査の基本方針を策定し、各社業務監査室が「グループ内部監査規程」に基づき内部監査を実施していることをモニタリングするとともに、情報を共有しております。

(会計監査の体制)

当社の会計監査は、有限責任あずさ監査法人が株主総会で選任され会計監査を実施しております。

(監査役監査、内部監査、会計監査の連携)

当社では、監査役、業務監査室、会計監査人が随時意見交換を行い、互いに連携して当社グループの業務運営状況を監視して、問題点の把握、指摘、改善勧告を行っております。

〈指名・報酬等〉

当社取締役の人事、報酬、その他特に代表取締役社長から諮問を受けた事項について客観的、中立的に検討する「人事報酬委員会」(メンバーの過半数が社外取締役)を設置しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、効率的な経営・執行体制の確立を図るために、独立社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。その経営監視機能を補完するために2名の独立社外取締役を選任し、取締役に対する実効性の高い監督体制を構築するとともに、独立社外取締役及び独立社外監査役が、その高い独立性及び専門的な知見に基づき、客観的・中立的な監査・監督を行うことで経営監視という重要な機能及び役割を果たし、当社の企業統治体制の強化に寄与しているものと考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法令の定めよりも長い3週間前に送付
集中日を回避した株主総会の設定	予想される集中日を避けた平日の午前中に開催
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権の行使を採用
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームへ参加(和文・英文)
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知を英文で提供
その他	招集通知およびその英文を自社ウェブサイトに掲載 招集通知発送前に、東京証券取引所および自社ウェブサイトに掲載

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	会社の情報開示に当たっては、IRポリシーを定め、金融商品取引法等の関連法令や証券取引所の定める規則に則った適時適切な情報開示を行うとともに、当社ウェブサイト上での情報開示等により、情報の即時性・公正性を目指しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けには、年間複数回、国内主要都市において説明会を実施することとしております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎四半期の業績開示にあわせ、機関投資家を中心とした説明会もしくはテレフォンカンファレンスを開催し、説明会には当社代表取締役、IR担当取締役に加え、主要子会社の代表取締役等が出席し、様々な角度からの説明を行うこととしております。 機関投資家に対しては、IR担当取締役及びIR担当者が、毎四半期の業績開示後に個別のミーティングを実施するほか、会社の動向に合わせて適宜、スモールカンファレンス等を実施することとしております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年間複数回、当社代表取締役もしくはIR担当取締役が個別ミーティングの場を設けるとともに、証券会社等主催の海外投資家向け説明会に参加しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、会社説明会資料、会社説明会での質疑応答内容、中期計画に関する資料、リリース等を適時開示しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画本部内に設置	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社を取り巻く様々なステークホルダーの期待に応え、企業価値の最大化を図るため、「バndaイナムグループコンプライアンス憲章」を定め、その中でステークホルダーの立場の尊重について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、当社代表取締役社長を委員長、主要会社の担当取締役を委員とする「グループCSR委員会」を設置し、社会・環境問題に対する当社及び当社グループの方針や戦略的な目標を策定するとともに、その下部組織である、当社グループの主要会社担当で構成される「グループCSR部会」を設け、「グループCSR委員会」で策定した戦略目標を達成するための具体的な実行計画を策定し、実践しております。 また、当社においてCSR担当の取締役(チーフ・エコロジーオフィサー)を任命し、CSR活動の

	<p>推進を図っております。更に、これら活動の報告等を目的に、年1回CSRレポートを発行するとともに、当社ウェブサイトにおいて開示しております。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>会社の情報開示に当たっては、IRポリシーを定め、金融商品取引法等の関連法令や証券取引所の定める規則に則った適時適切な情報開示を行うとともに、当社ウェブサイト上での情報開示等により、情報の即時性・公正性を目指しております。</p>

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システム構築の基本方針に関する決定内容の概要は、以下のとおりであります。

(1) 当社および子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア. 当社は、グループ企業理念およびグループコンプライアンス憲章を制定し、当社および子会社の取締役等および使用人に周知徹底をはかり、職務執行が適法かつ公正に行われるように常に心がける。

イ. 当社取締役は、内部統制システムの構築および運用状況について定期的に取締役会において報告をする。

ウ. 当社は、コンプライアンスに関する規程に基づき、コンプライアンス全般を管理するコンプライアンス担当取締役を設置し、当社およびグループ全体を通して法令遵守、倫理尊重および社内規程の遵守が適切に行われる体制をとる。

エ. 当社は、グループ内でコンプライアンス違反、あるいはそのおそれがある場合は、当社代表取締役社長を委員長とするグループリスクコンプライアンス委員会を直ちに開催し、その対応を協議決定する。

オ. 海外においては、地域別に海外地域統括会社を定め、危機管理およびコンプライアンスの支援を行う体制をとる。

カ. 当社および主要な子会社においては、内部通報制度として、社内相談窓口、社外顧問弁護士による社外相談窓口および直接監査役へ報告できる監査役ホットラインを設置する。

キ. 当社および主要な子会社においては、執行部門から独立した業務監査室を設置し、内部監査による業務の適正化をはかる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

ア. 当社は、文書管理に関する規程を制定し、各種会議の議事録および契約書等を集中管理するとともに、各部門においては稟議書等の重要文書を適切に保管および管理する。また、取締役および監査役はこれらの文書を常時閲覧できる体制をとる。

イ. 当社は、グループ管理の一環として情報セキュリティに関する規程を制定し、情報が適切に保管および保存される体制をとる。

(3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. 当社は、グループ管理の一環として、危機管理およびコンプライアンスに関する規程を制定し、グループ全体を通して危機発生の未然防止および危機要因の早期発見に努める。

イ. 当社は、危機発生に際して、グループリスクコンプライアンス委員会を直ちに開催し、迅速かつ的確な対応と、事業への影響の最小化をはかる。

ウ. 当社は、大規模災害等によるグループの経営に著しい損害を及ぼす事態の発生を想定し、グループの事業継続計画(BCP)の基本方針を制定するとともに、事業の早期回復・再開を実現するため、グループにおける事業継続計画(BCP)の策定および事業継続マネジメント(BCM)体制の整備に取り組み、当社および子会社の取締役等および使用人に周知する。

(4) 当社および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 当社は、子会社を事業セグメントごとに戦略ビジネスユニット(SBU)に分類し、その担当取締役およびその主幹会社を定め、グループにおける職務分掌、指揮命令系統、権限および意思決定その他の組織に関する規程に基づき、効率的な事業の推進をはかる。

イ. 当社は、3事業年度を期間とするグループ全体および各SBUの中期計画を策定し、当該中期計画に基づき、毎事業年度の予算を定める。

(5) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

ア. 当社は、SBU報告会およびグループ経営会議等の会議を設置し、グループの連絡報告および意思決定体制を整備する。

(6) その他当社および子会社における業務の適正を確保するための体制

ア. 当社は、グループコンプライアンス憲章について、法令等の改正やグループを取り巻く社会環境の変化に対応して適宜見直し、また、コンプライアンスBOOKの配布および研修により、同憲章を当社および子会社の取締役等および使用人に周知徹底させる。

イ. 当社および子会社は、業務の有効性と効率性の観点から、業務プロセスの改善および標準化に努め、また、財務報告の内部統制については、関連法規等に基づき、評価および運用を行う。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

ア. 当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを代表取締役社長に対して求めた場合、速やかにこれに対応するものとする。なお、当該使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先する。

イ. 当社は、当該使用人の人事に関しては、取締役会からの独立性を確保するため、取締役および監査役はあらかじめ協議の機会をもつ。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

ア. 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を取締役および使用人に周知徹底する。

(9) 当社および子会社の取締役等および使用人が当社監査役に報告するための体制

ア. 当社および子会社の取締役等および使用人は、法令に定められた事項、その他当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況およびコンプライアンスに関する事項について、速やかに監査役会に報告をする。

イ. 当社および子会社の取締役等および使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告をする。

ウ. 当社は、内部通報制度として、当社監査役へ直接報告を行うことができる監査役ホットラインを設置する。

(10) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

ア. 当社は、監査役への報告や相談を行った者に対して、不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨をグループリスクコンプライアンス規程に明文化するとともに、当社および子会社の取締役等および使用人に周知徹底する。

(11) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

ア. 当社は、監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア. 当社の取締役は、監査役が重要な会議に出席できる体制を整備するとともに、取締役および使用人との定期または随時の会合、内部監査部門および会計監査人との連携がはかられる体制を確保する。

イ. 当社の子会社においては、規模や業態等に応じて適正数の監査役を配置するとともに、子会社の監査役が当社監査役への定期的報告を行う体制を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社を取り巻く様々なステークホルダーの期待に応え、企業価値の最大化を図るため、「バンダイナムコグループコンプライアンス憲章」を定め、当社グループの行動規範としております。

その中で、「反社会的勢力の拒絶」について、「社会の安全、秩序に脅威を与える反社会的勢力、団体とは一切関係を持たず、断固としてこれを拒絶します。」と定めております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

当社取締役会は、株主から経営を負託された者として、中期計画の推進、コーポレートガバナンス体制の強化、経営効率化の推進、人材戦略の強化、CSR(企業の社会的責任)活動の強化、積極的なIR活動、積極的な株主還元策等を企業価値向上の具体的な施策と考えております。これらの企業価値向上策に従って、経営戦略・事業戦略を遂行し、企業価値を向上させることが最重要課題と認識しております。そのため、現状では買収防衛策は導入していません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

(1) 経営者の姿勢・方針の周知・啓発等

当社は、株主に対し経営戦略や事業方針について、明確に伝える透明性の高い企業でありたいと考えており、金融商品取引法および東京証券取引所の定める適時開示規則に沿って、情報開示を適時・的確に行っております。

なお、情報開示の基本方針については、当社グループのコンプライアンス憲章において定めるとともに、コンプライアンスBOOKをグループの役員・使用人に配付し、グループ内において周知・徹底しております。

(2) 当社の適時開示に関する特性・リスクの認識・分析

当社グループは、市場環境の変化が著しいエンターテインメント業界において、多岐にわたる事業展開を行っているなか、後記のとおりトップミーティングに代表取締役、取締役、情報管理責任者が出席し、当社グループの経営情報を迅速に把握できる体制を構築しております。

また、内部者取引防止規程によりグループ全体を通じての規程を明確に定め、インサイダー取引の禁止の徹底を図るとともに、情報の管理に万全を期しております。

(3) 開示担当組織の整備

当社における情報の適時開示は、情報管理責任者の指示のもと、開示担当部門であるコーポレートコミュニケーション室が担当しております。

(4) 適時開示手続の整備

当社は、情報管理責任者を中心に、関係部門が書面により事前報告するなど社内確認体制を整備し、投資者の投資判断に影響を与える重要事実や決算情報等について、後記の「適時開示体制の概要」とおり適時・的確な情報開示を実施しております。

決定事実

- ・各種トップミーティング、グループ各社の報告等を通じて、情報管理責任者が情報を入手
- ・情報管理責任者による適時開示項目に該当するか否かの判断
- ・適時開示項目に該当する場合、取締役会による決議後、コーポレートコミュニケーション室より迅速に情報開示

発生事実

- ・関係部門またはグループ各社の報告等を通じて、情報管理責任者が情報を入手
- ・情報管理責任者による適時開示項目に該当するか否かの判断
- ・適時開示項目に該当する場合、経営陣(必要に応じてグループ各社を含む)への報告後、コーポレートコミュニケーション室より迅速に情報開示

決算情報(業績予想の修正等の場合)

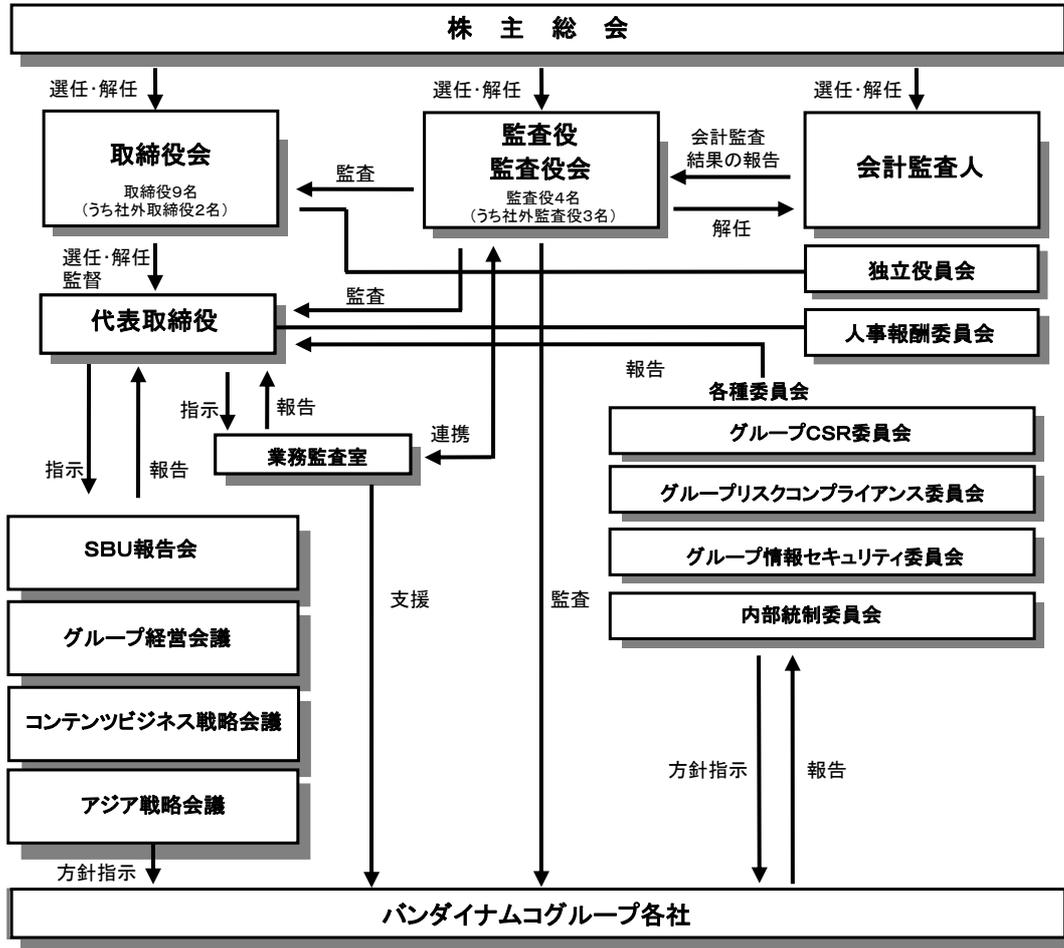
- ・経理財務担当部門より、情報管理責任者が決算情報を入手
- ・情報管理責任者による適時開示項目に該当するか否かの判断
- ・適時開示項目に該当する場合、取締役会による決議後、コーポレートコミュニケーション室より迅速に情報開示

(5) 適時開示体制を対象としたモニタリングの整備

経営から独立した立場である監査役が、取締役会のほか、SBU報告会等の重要会議や主要子会社の取締役会に出席し、また、取締役および重要な使用人との定期的な会合をもつことで、当社の現況の確認、報告の受領および意見交換等を行う体制をとっております。また、「IV 内部統制システム等に関する事項」に記載のとおり、当社は内部統制システムの強化を図っております。これらにより、適時開示体制のモニタリングが行われております。

企業統治体制

(2016年3月18日現在)



主なトップミーティング

会議名	開催時	内容・目的	出席者
取締役会	毎月定例 及び随時	法令等で定められた事項の決議・報告、職務権限基準に基づく決議事項、業務執行状況報告、CSR・危機管理・コンプライアンス関係の報告	取締役、監査役、指名者
SBU報告会	四半期毎	連結計数報告、各SBU事業報告、その他報告事項	取締役、監査役、指名者
グループ経営会議	年6回	SBU横断課題に関する討議、その他グループ経営上の課題、戦略の討議	取締役(社外取締役を除く)、指名者
コンテンツビジネス戦略会議	四半期毎	グループ重要IPに関するSBUの取り組みの情報共有	担当取締役、主要子社 担当取締役、指名者
アジア戦略会議	四半期毎	アジア地域における、事業戦略遂行上の課題、リスク対応、中長期のグループ地域戦略の討議	担当取締役、主要子社 担当取締役、指名者
グループCSR委員会	半期毎	グループにおける重要なCSR戦略に関する議論及び情報共有、取締役会における議案検討及び報告事項・協議、グループCSR部会の統括、各SBU・関連事業会社の重要項目進捗の統括	取締役(社外取締役を除く)、指名者
わいがや会	毎週定例	取締役の管掌部門に関わる週次報告等	取締役(社外取締役を除く)、指名者

適時開示体制の概要

